

教員免許状更新講習について

本研修の受講者の中で、次の要件に該当する方については、教員免許更新制における免許状更新講習を申込みことができます。

【免許状更新講習の対象となる者（別紙2-3参照）】

- ・昭和58年4月2日以降生まれの者
- ・昭和48年4月2日～昭和50年4月1日生まれの者
- ・昭和38年4月2日～昭和40年4月1日生まれの者

※ 各年度末を35歳、45歳、55歳で迎える者につき、当該年度末がその者の修了確認期限となる。

ただし、認定こども園、幼稚園、保育所（園）の指導者はこの限りではない。

1 期 日

平成30年7月5日（木）

2 会 場

KIRISHIMAツワブキ武道館

3 本研修における免許状更新講習で履修できる内容・時間

「選択領域（幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題）」6時間

4 手続き等について

(1) 6月8日（金）までに、次のものを郵送してください。

○ 「平成30年度宮崎県教育委員会免許状更新講習受講申込書（別紙2-2）」

※ 必要事項を御記入の上、写真を添付し、所属長の証明（印）を押印してください。

※ 免許状更新講習が2回目以降の場合は提出の必要はありません。

(2) 講習会当日、次のものを持参してください。

○ 角形2号封筒

※ 140円切手添付、郵便番号・氏名及び履修証明書送付先住所を記入してください。


(3) 受講者は、研修終了後（15：45～16：45）、免許状更新講習の履修認定試験（筆記試験）を受験します。

(4) 履修認定試験の合格者には、後日、スポーツ指導センターより履修証明書を郵送します。

担 当 指 導 担 当	鍋 西 幸 治
TEL	0985-58-0096
FAX	0985-58-0097
e-mail	nabenishi-koji@pref.miyazaki.lg.jp

平成30年度 宮崎県教育委員会 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名		申込印	生年月日	昭和 年 月 日	 (顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村	(TEL) - - (携帯) - -			
受講対象者の区分 ※①~⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員			
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)			
	⑤その他	(勤務先)	(職名)		

○ 所持する免許状について記入してください。※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日 平成 年 月 日

○ 受講希望欄に○印を記入してください(複数可)。

領域	講習の名称	開設日	受講希望
選択領域講習	北部地区保健体育科授業カステップアップセミナー (県立日向高等学校)	6月29日(金)	
	学校体育授業カジャンプアップセミナー(体づくり運動)	7月5日(木)	
	学校体育授業カジャンプアップセミナー(武道)	7月10日(火)	
	西臼杵地区体育科授業カステップアップセミナー (日之影町立宮水小学校)	7月24日(火)	
	西諸地区体育科授業カステップアップセミナー (小林市立小林小学校)	7月26日(木)	
	児湯地区体育科授業カステップアップセミナー (西都市立妻北小学校)	7月31日(火)	

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕 ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	-----	生 年 月 日	昭和 年 月 日

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

(所属名)

証明者

(役職・氏名)

印

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第23号）の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。

別表第1 旧免許状所持者の修了確認期限

旧免許状には、免許状に有効期間の記載が無いため、旧免許状所有者には下記のように修了確認期限が割り振られている。

○最初の修了確認期限（栄養教諭免許状を所持していない場合）

旧免許状所有者の生年月日	最初の修了確認期限	更新講習受講期間
①S30年4月2日～S31年4月1日、S40年4月2日～S41年4月1日、S50年4月2日～S51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
②S31年4月2日～S32年4月1日、S41年4月2日～S42年4月1日、S51年4月2日～S52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③S32年4月2日～S33年4月1日、S42年4月2日～S43年4月1日、S52年4月2日～S53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④S33年4月2日～S34年4月1日、S43年4月2日～S44年4月1日、S53年4月2日～S54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤S34年4月2日～S35年4月1日、S44年4月2日～S45年4月1日、S54年4月2日～S55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥S35年4月2日～S36年4月1日、S45年4月2日～S46年4月1日、S55年4月2日～S56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦S36年4月2日～S37年4月1日、S46年4月2日～S47年4月1日、S56年4月2日～S57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧S37年4月2日～S38年4月1日、S47年4月2日～S48年4月1日、S57年4月2日～S58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨S38年4月2日～S39年4月1日、S48年4月2日～S49年4月1日、S58年4月2日～S59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩S39年4月2日～S40年4月1日、S49年4月2日～S50年4月1日、S59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

○栄養教諭免許状を所有している場合

栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	更新講習受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

○参考 「平成30年度県内各大学の更新講習開設状況」

県内

- (1)宮崎大学 8月開設予定、4月21日～5月21日募集
 (2)宮崎産経大学 8月開設予定、4月16日～7月28日募集

通信制

- (1)放送大学 夏期講座7～8月開設予定、4月10日～5月17日募集
 (2)桜美林大学 平成30年3月16日～平成31年3月28日募集
 ※（講義から試験まで自宅での受講が可能。機材貸出しあり）
 (3)公益財団法人才能開発教育研究財団 平成30年3月17日～平成31年3月10日募集
 ※（講義から試験まで自宅での受講が可能）
 (4)玉川大学 春期開設予定、平成30年3月19日～5月11日募集
 夏期開設予定、平成30年5月14日～7月6日募集

※ 上記は現時点での開設予定検討状況です。
 その他の大学の開設状況は、随時、通知します。
 また、受講方法や申請方法については、大学等に直接お問い合わせください。